



2点お知らせ。一つはkeio.jpにお知らせとか教材が載っているが、注意があつて…どうでもいいや。

前回、安全保障というのは色んな分野のセキュリティなのだが、国際関係における安全保障というのは、国家の安全保障、そしてそれにまつわる安全保障、それから国際安全保障、人間の安全保障もいわれるようになったと話した。

そして二つ目は、安全保障に対する見方は一つではなくて、三つの見方がある。リアリストにはリアリスト的な平和、安全保障の構想があり、リベラリストにもあり、またどちらでもないもしくは両方をミックスしているという第三の柱というものもある。それらに応じた平和・価値観等がある。

特にそういう中で、戦争の種類がある。分けてみると、戦争の種類には国際法上色んな戦争があつて、現在の国際法上で認められていない戦争が、いわゆる侵略である。つまり、国境侵犯して、領土を取るとか、第一次第二次世界大戦的なものである。例えば、アメリカのイラク攻撃を侵略と呼ぶかということであるが、確かに国境を侵犯しているのだが、領土を取っているつもりはないわけで、それを侵略と呼ぶかどうかは国際法学者によっても意見が分かれるところだが、侵略という言葉はすぐに使いがちだが、気をつけて使うべきだろう。

一方で、合法的な戦争もあつて、リアリストから見たら、自衛というものは認められていて正当なものであるということであるが、第一次第二次世界大戦からも昔よりは慎重に自衛というものが使われなければいけないということは教訓として残すべきであり、国連憲章第51条の文面に「**この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、 個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対して は、いかなる影響も及ぼすものではない。**」

と明記してあるのだが、それが国連警察が来るまで自分で頑張つてねということなので頼りないところである。よって、リベラリストにとっては、国際連合を通じた戦争、国際武力行使が制裁の形の最も究極的なものなのである。例えば国際安全保障のための国連決議に基づいた武力行使として、国連憲章に違反した人をに罰を与えるということで整備されているのが、国連憲章第7章42条である。もちろんそれはまず第41条に基づいて仲裁として平和的な解決の方法でやるのだがそれでも解決しない場合には強制解決、制裁をするかどうか議決して、その究極の形が軍事制裁ということである。というような戦争が自衛、国際安全保障のための国連決議に基づいた武力行使が一応現在の国際法上認められた合法的な戦争である。

そんな話をして終わったような気がするんだけど・・・

そこで、では

4、日本の安全保障について考える—安全保障論の観点から

●安全保障理論の三つの柱からみた場合—日本の“特殊”な状況

まず、先週いったとおり、安全保障理論の三つの柱から見た場合、日本は比較的特殊な状況に置かれているということがいえる。憲法9条もぎりぎりでこれ以上のばせないというくらい解釈をのばして、それでいて平和主義でというよくわからないが、とにかくぎりぎりまで来ているという状況なのである。日本の特殊な状況がどういうものなのかを見ていこうと思う。

三つの柱から見た場合ということだが、まず日本には安全保障政策としてはどのような目的があって、どんな手段があるのか。基本的に日本の安全保障政策の根底にあるのは、まず第一に国連憲章があるのは大前提である。国際連合は1945年の6月にできた。その後に日本国憲法が1947年にできている。なので、国連憲章を前提にして日本国憲法がある。その日本国憲法の中のいわゆる9条も国連憲章をベースにして、当時の人たちが作ったのである。そしてその下に、国防の基本方針というのが1957年に定められた。

国防の基本方針

1957年(昭和32年)5月20日 閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- 一、国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- 二、民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- 三、国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- 四、外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

要するに憲法というものを制定して、それをポリシーにしてゆくかということで、国防の基本方針というものが作られたのである。そして、それに基づいて自衛隊法とか色々あるのである。ちなみに国防の基本方針というのは、朝鮮戦争が終わって(1950~53)、その課程で自衛隊ができて(1954)、その時に自衛隊ができてしまったのでそれを含めてどうやって安全保障政策を作っていくかという基本方針である。

もう一つは、1956年に国際連合に加盟している。本当は1951年のサンフランシスコ平和条約の時に国際連合に加盟したいと申請したのだが、ソ連が反対してできなかった。1956年になって初めて加盟できた。どうして56年なのかというと、ちょうど日ソ共同宣言とかで近づいたときに認められたのである。1951年にサンフランシスコ平和条約で連合軍の占領状態から独立・講和し、その後国際連合に加盟し、自衛隊を持っているという状態の中でどうやって安全保障を作っていくかということである。一応、国防の目的は、「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。」とあり、これが国防の安全保障である。日本を守るためにどのような方針をとるかということ、

一、国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。ということである。

国連に協力して行動するというのは大前提で、そのように生きると日本は当時選択した。入ったばかりで「やっと入れた☆」という感じだったし。というのは日本は1933年に国際連盟を脱退したので、国際連盟から見れば国際社会性を破壊した、平和を破壊したと見なされ、いわば前科がある訳なので、

やはり日本としてはここでやり直したいという思いもあり、またそうしないと生きていけないということもあり、そういう生き方を選び国際連合に協調した。

二、民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。

これは当時冷戦という状況があったので、国が共産主義国に行かないように、民主主義を前提とした中で民生を安定し、日本を愛する心を高揚し、…ということである。そういう体制を国内的に維持しながら、

三、国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。

とはいっても、当時の自衛隊と今の自衛隊は全然違う。前進的に整備したといっても、ものすごい最新兵器を持っている。

四、外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

これはいわゆる国連憲章第51条の精神である。一応もし侵略があった場合には、国連憲章に加盟している以上、国際連合の体制に従い、そして守られるよう努力する。国際連合が有効に機能するまでということで、当時は冷戦中であつたので米ソが拒否権行使しまくりで安保理がうまく機能してくれないことがよくあった。その間日本が侵略されてもソ連が拒否権を行使して国連が動けないというときに、どうやって自分を守ろうか。というときには自衛しかない。とはいえ自衛といっても当時の自衛力は、まだ日本も体勢ができて間もないし弱かったので、自分で守るということではできなかったの、その手段として日米安全保障体制ということを活用することにした。日米安全保障体制は1951年の9月のサンフランシスコ平和条約が調印されたと同時に吉田茂が一人で日米安全保障条約にサインして、在日米軍にいてもらうように交渉して、日本を極東の脅威から守るためにそのようにした。そういう条約である。あくまでもこれは、国際連合が有効に侵略を阻止する機能を果たしうるまでということで、これは理想である。リベラリスト的な考え方である。ただリベラリストも、国際連合はそんなに機能していない、いつかは機能するかもしれないといっている。その間は仕方なく自衛権に基づいてアメリカと同盟を組むということで自衛とか国連安保とか日米同盟とかを一応手段として用意しておいてそれぞれを行使する。一通り手段はあるのである。また、さらに自衛隊を見ると、自衛隊は1954年、つまり朝鮮戦争が53年7月に終わって、さてどうするかということである。つまり在日米軍がほとんど朝鮮半島に行ってしまったために、アメリカから自分のことは自分で守れといわれたので、自衛隊を作った。つまり日本の再軍備というのが1954年になされた。

自衛隊法（昭和29年（1954年）6月9日法律第百六十五号）

（最終改正：平成19年（2007年）6月8日法律第八〇号）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

なので、自衛隊の主たる目的は国の防衛なのである。しかし、

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が

国の平和及び安全の確保に資する活動

ポイントは「地域」である。つまり「自分の周り」である。今は周辺事態法とか自分の領土領空とかだけではなく、ちょっと離れたところ、例えば朝鮮半島とかも含めて地域の安定を確保するために自衛隊もそれなりに貢献するということ。地域安全保障の他に、以下

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を

含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

国際安全保障のための活動である。ただ、PKO（国際連合の平和維持活動）に参加できるようになったのはつい最近のこと。それまでは絶対にダメだといわれていた。他の国はだいが参加していたのだが、自衛隊は参加できないとしていたのだが、1992年カンボジアに行ったわけである。

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

というわけで、ポイントは、日本の安全保障政策というのは、普通の国並みの自衛力、同盟、そして国際連合である。ただ、一通りあるのだが、全部中途半端なのである、なぜかという、制約があるから。特殊な状況に置かれているので、自衛力にしても、日米同盟にしても、国際連合の集団安全保障・PKOにしても、PKOですら日本は国連基準を満たしていないということである。一応政策として、日米同盟で国連安保理に参加するといっているが、参加の方法は模索中であって…という風に中途半端になってしまっているのである。しかし、自衛隊が国防も問題なのだが、今は国防以外にも自衛隊の海外活動も増えてきている。任務が自衛が主任務であったはずなのに、今度は国際平和協力活動が本来任務になると変わったのである。全然変わってしまったのに、昔のままの枠組みでやってしまっている、自衛隊も動くに動けないという状況になっている。従って、国際貢献という言葉の表現形は、色々な方法があるのだが、自衛隊の海外派遣も一つの方法なのだが、それに対して憲法9条が妨げになっているという状況が事実としてある。その妨げを肯定的に見るか、否定的に見るか色々あるのだが、そろそろ限界じゃないかというところに来ている。

誰か国際政治マニア野郎が質問した。

自民党は、つまり保守勢力は、どちらかというと自衛権重視。自衛の延長線上での日米同盟重視。そっちの方を強化することに重点を置いている。一方、挑戦しているのが小沢代表というか民主党である。民主党は同盟も大事だけど、国際連合を主軸にした方が良いのではないだろうか、つまりいわゆるリベラリスト的な安全保障に主軸を置いてやった方が良いのではないかということ。ただ、実際、カナダだって、NATOに入っているし、国際連合のPKOもやっている。どちらに重点を置くか、自民党は何が理想なのかということ。一方で、今小沢さんがチャレンジしていることは、日米同盟重視も大事だけれど、本来の日本の目的と小沢さんは定義しているけど、国際連合を重視すべきだといっている。国連を重視して、国防の基本方針として国際連合を強めていかないといつまでたっても現状は変わらない。そういうリベラリスト的な理想を日本に植え付けられるのかというのが民主党の挑戦である。

また質問しやがった。

新聞記事を見る。

Q. 民主党の国連中心主義についてどう考えるのか。

A. 高村正彦外相 悪いとは言わないが、国連決議があれば武力行使もよいというのは政府がとってきた考え方と相いれない。（小沢さんも国連安保理決議があれば、日本は完全に部隊に参加できるという考え方である。ただ、どの作戦に参加するかはそれぞれその政治が決めるべきであるという考えである。）国連がちゃんとした体をなし、国連軍ができた場合には、いろいろな考え方がある。（一応、第7章に書かれている国連軍というのは、一度も結成されたことはない。理想主義過ぎて

ないのである。第7章に書かれている国連軍というのは、ちゃんと国連安保理で国連軍委員会というのを作って、指揮する。そういう部隊配置どもできたことはない。何がその代わりにできているのかというと、多国籍軍である。国連軍を送りたいんだけど国連軍はできないので、米軍を主軸とした多国籍軍が行くという形になっている。ただ、一応その代わりにPKOというのがある。一応国連のブルーヘルメットを被って、国連兵としていつているものがある。国連の指揮を受けて活動する、PKOがつまり1945年想定した国連軍と違うけど、それとは変わった形でできたものである。) **北東アジアで日本が武力攻撃を受けたとき、当面役に立つのは国連か米国かと言ったら、明らかに米国だ。**やはり自民党は政権に長くいるせいか、リアリストの気が強い。そしてやはり第一義的に自衛と同盟という形になっている。

さっきの三つのパラダイムに基づいてみた場合、日本は極めて特殊な状況に置かれていて、一通り自衛力とか日米同盟とか、国連安保とか持っているのだが、憲法9条という制約があるので中途半端な形になってしまっている。なので自衛力にしても、武力行使にならないように極めて抑制的になっている。例えばアメリカのように空母を持ってあちこちにいるということはない、そのような能力は持たない。韓国は最近色々作っているみたいで、中国もたくさん持ってるよね。

日米同盟について。普通同盟というのは集団的自衛権に基づいて形成するものである。ちゃんと個別的・集団的自衛権に基づいてこの同盟は成立すると書いてある。なので、アメリカは当然集団的自衛権だと思っていたのだが、日本は集団的自衛権については持っているが行使はできないという解釈をしている。つまり、自分が直接侵略されない限り、自衛権は使わないということである。なので、もしアメリカが朝鮮半島に行っているときに海中地雷に遭って沈没しそうになったときに日本は集団的自衛権を行使することはできないので、さよなら～ということになるわけ。ただ、最近は周辺事態法ということで、一応直接自分の国土にミサイルが来ていなくても、その気配がある場合には周辺事態があれば、周辺地域であれば、自衛隊は補給とかができるということである。ポイントは、集団的自衛権を行使できないと解釈しているために、日米同盟という手段によっても制約があるということ。これをどう受け止めるかは人それぞれである。

だから、石油給油活動を今しているのだが、これを国連安保理決議に基づいた行動として見なすのか、それとも米軍を助ける自衛権の問題なのか。自分が直接テロに遭っているのではないが、でもテロが来ないように、自分も給油活動とかをやるということを集団的自衛権と呼ぶのかどうかという話がある。カナダであれば、給油がイラクに使われているかなんて関係ないのである。区別なんてできない。なので難しい問題である。それを続けるかどうかということが話し合われている。

国連についても、武力行使について制限的にしているわけなので、憲法9条というものが国連の集団行動、PKOに制約をかけてしまっている。他国と一緒にいっても、他の国は治安維持活動ができるのに、日本はできないという制約がかかっている。それをどうするかということね。

あともう一つ、集団安全保障というのはある程度制度ができて、国連憲章があって、それとともに共同行動して対処するというものだけれど、冷戦みたいな疑心暗鬼になっている状況では共同行動が取りにくい。日韓ですら歴史の問題で、本当は共同行動取りたいのに、なかなかできない。すると、まだお互いに安全保障において協力できるかなという状況の中で、信頼を醸成しながら(CDMという)お互いに国防白書を発行して情報を配信して信頼を醸成する。という風に、信頼醸成しながら、安保協力関係を作っていくって、という世界があって、例えば東アジアにARF(ASEAN地域フォーラム)でとりあえず敵同士でも協調してできるところから一緒に組織で話し合っていこうということが1994年に降に発足していった。まだEUとかいう状態にはならないが、徐々に地域においてそういう協力が追求されていけばいいのではないかな。最近、「東アジア共同体構想」というのがあるが、そこは主に経済

の話をしていて、FTAを作るとかIC共通券を作るかとか、EUのような、でもまたEUとは違うセキュリティコミュニティ（安全補償共同体）というものができかどうかというのも、日本の安全保障政策の課題である。

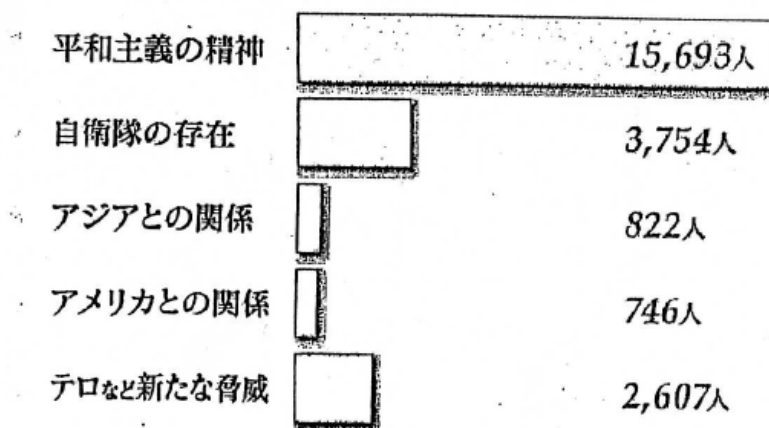
そのように色んな制約の中でどうやっていくかという話がある。

それで、結局、憲法9条とかについては色んな見方があるわけだが、NHKのアンケート結果がある。

番組中の携帯アンケートの結果 | 日本の、これから

番組では、放送中、視聴者の皆さんに携帯電話で以下の質問に答えていただきました。
その結果です。

あなたは憲法9条を考えると、何を最優先させますか？



やはり一番多いのが、「平和主義の精神」である。日本国憲法が平和憲法といわれる所以が憲法9条である。憲法9条がいったい何を意味しているのかということについては色んな議論があって、安保の議論を使ったときにどういう風に説明できるかということについては色んな議論があって、ここで書かれている戦争云々というのはあらゆる戦争禁止という、侵略・自衛・国連のやつも全部ダメという解釈。もう一つはリアリスト的な解釈で、自衛権はある。ここで禁止されている戦争というのは侵略である。あとは何いってるかわかんない。

日本政府のスタンスとしてはやはりリアリスト的な解釈をとって、自衛権はあると考える。しかし自衛権をものすごく限定的に考えて、個別的自衛権だけ行使できると考えて、リアリスト的な立場を取っている。その上で、個別的自衛権に基づいて日米同盟を結んでいるという政策をとってきた。なので、第2項「前項の目的を達するために」というのは、侵略をするための軍隊を持たない、なので自衛のためののは持てるという話になるわけ。

ただもう一つ問われているのが、リベラリスト的な解釈である。つまり、自衛権はもちろんだが、その上で国際安全保障のための戦争、国連とかを重視しようという解釈があって、もう日本は92年にPKO協力に出て行ったし、これ以上そのままにしていけないのか、ということでもう一回リベラリスト的な解釈に立って、国連集団安全保障を考えることもありなのではないだろうかという解釈を復活させようという話があって、その中心人物が小沢さんなのである。

憲法9条のいう平和主義とは何なのか？絶対平和主義、一切の武力ダメということなのか。だけど、リアリスト的に考えるとさすがにちょっと不戦条約で自衛権が認められているわけだから、良いんじゃないという議論と、リベラリスト的な解釈があって、それが今問われているという状況である。

日本の安全保障の理論から日本の安全保障を考えた場合に、結構原点に日本の憲法が平和憲法と呼ばれる部分を考えるだけでも色んな解釈が成り立つわけで、最近リベラリスト的な考え方も台頭しつつあるということ。

結局日本の平和主義に関して、どんな考え方もある意味平和主義なのだが、国連憲章を読むと国連に加盟するには条件として「平和愛好国家」でなければならないと書いてある。どういう意味なのかというと、みんな国際連合に入ってサインした以上、平和愛好国家としての行動を迫られるわけである。では何が平和愛好国家なのかということは、国ごとの立場・歴史がある訳だが、今日本が個別的自衛権以外の部分で、つまり集団的自衛権とか集団安全保障とかの部分での役割を問われている中で、日本の平和主義をどう考えるか。崇高な理念だとして絶対非軍事主義を守るという立場もあるし、一方でリアリストやリベラリスト達から批判されるのは結局一国平和主義なんじゃないかということね。日米同盟にしても、個別的自衛権に基づいて同盟を結ぶなんて、普通は集団的自衛権に基づいてお互いに助け合うのが基本なのだが、自分がピンチになったときに助けてもらうということになっているので、余計苦しくなっているのではないかとはいわれている。

一方で、国連の観点から見ても、PKOの出動回数が少ないんじゃないかということで、結局は日本はお金を第2位くらいだしているし、他にも非軍事的な形で、緒方貞子さんとか国連難民高等弁務官を務めているし、人間の安全保障委員会理事長を務めて、そういう部分で役目を果たしていると思うのだが、やはり最後の軍事の部分で関わるか関わらないかを制限するのを良しとするか否とするかによってまた変わってくるものである。

日本は一応一通り、自衛とか同盟とか国連安保とか手段は持っているのだが、原則がない。とにかく、自衛隊を派遣するための原則、国連を重視するのか日米同盟を重視するのか、そのミックスなのかがどういうミックスでやっていくのかということが問われている。

以上。